

令和元年度財政的援助団体等監査

1 監査の概要

(1) 監査の種別

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成30年度及び令和元年度の財政的援助団体等監査

(2) 監査の対象

平成30年度及び令和元年度における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行

(3) 監査の実施

県が補助金等の財政的援助を与えている団体（以下「補助団体」という。）、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体（以下「出資団体」という。）及び県が公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）のうち、41団体について、令和元年7月から令和2年2月まで実施した。

（参考）

区 分	実 施 団 体 数
補 助 団 体	27（うち緊急監査1）
出 資 団 体	10
指 定 管 理 者	4
合 計	41

(4) 監査の主眼

監査に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は財政的援助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

2 監査の結果

(1) 結果の概要

監査を実施した41団体の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、39団体においては、指摘事項及び文書注意事項に該当するものはなく、おおむね適正に行われていると認められたが、その他の2団体においては、次のとおり是正又は改善を要する2件の文書注意事項があった。

今後とも事務の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的に行う必要がある。

※指摘事項（法令、規則等に反するもの又は著しく妥当性を欠く事実があると認められるもの）

※文書注意事項（指摘事項に至らない事項で、さらに的確な事務の執行等を促す必要が認められるもの）

(2) 監査結果の報告等

区 分	監査結果の報告・公表	監査結果に対して講じた措置
議会、知事部局	報告：令和2年3月26日 公表：令和2年3月31日	知事部局からの通知（令和2年7月1日付）
教育委員会	公表：令和2年3月31日	該当なし

(3) 監査の結果と講じた措置の概要

文書注意事項

所管部	団体名	事項の内容	講じた措置の内容
くらし保健福祉部	社会福祉法人恵里会	<p>軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第107号）どおりに事務処理を行っていない。</p> <p>(1) 利用者自立支援計画書の未更新（1件）及びケース記録の未作成（30件）がある。</p> <p>(2) 重要事項の記載事項（職員の勤務体制）が漏れている。</p> <p>（鹿児島県軽費老人ホーム事務費補助金）</p>	<p>1 県の指導、監督の強化</p> <p>(1) 鹿児島地域振興局が、令和2年2月4日に施設において実地指導監査を実施し、指摘事項について、改善されていることを確認した。</p> <p>(2) 令和2年4月23日に高齢者生き生き推進課から当該団体に対し、以下の内容を指導した。</p> <p>利用者自立支援計画書については、入所者の状況に応じて適切な時期に更新を行うとともに、複数の職員で計画の更新時期を確認する体制を構築すること。</p>

			<p>ケース記録については、担当職員が事実を正確に記録するとともに、施設が定める決裁規定に基づいて適切に決裁をとる等、管理者をはじめ複数の職員でケース記録の有無を確認する体制を構築すること。</p> <p>重要事項説明書については、記入漏れがないよう管理者をはじめ複数の職員で確認すること。</p> <p>2 当該団体の講じた改善措置</p> <p>(1) 利用者自立支援計画書については、これまで要支援・要介護の認定を受けている入所者は介護認定更新時に、自立している入所者は1年毎に見直しを行ってきたが、職員の確認不足により未更新となっているものがあつた。</p> <p>今回指摘を受けた未更新の利用者自立支援計画書（1件）については、令和元年9月24日に計画の更新を行った。</p> <p>今後、更新漏れがないよう、毎月1日に複数の職員で更新が必要な計画書の有無を確認する体制とした。</p> <p>(2) ケース記録未作成分（30件）については、令和元年9月以降ケース記録の作成を行った。今後は、担当職員が事実を正確に記録するとともに、施設長及び生活相談員がケース記録を確認することとした。</p> <p>また、令和元年9月24日の職員会議において、施設長及び生活相談員から全職員に対し、ケース記録作成の必要性及び記載方法について説明した。さらに、毎週月曜日に複数の職員と管理者で入所者全員のケース記録の記載の状況について確認することとした。</p> <p>(3) 重要事項説明書については、職員の勤務体制を記入した。今後、記入漏れがないよう、複数の職員で確認する体制を構築した。</p>
土木部	鹿児島県住宅供給公社	<p>経営健全化計画に取り組んでおり、当期純利益が黒字となったが、依然として債務超過額が多額となっている。（債務超過額28億922万1千円）</p> <p>（鹿児島県住宅供給公社出資金）</p> <p>（鹿児島県住宅供給公社経営健全化資金貸付金）</p> <p>（鹿児島県住宅供給公社に対する金融機関融資損失補償）</p>	<p>1 県の指導、監督の強化</p> <p>鹿児島県住宅供給公社の分譲促進等を支援し、経営の健全化を図るため、引き続き指導を徹底していく。</p> <p>2 当該団体の講じた改善措置</p> <p>住宅メーカーと協働した住宅完成見学会の開催をはじめ、各種キャンペーンの実施等による積極的な宅地の販売や、フリーレント制度等を活用した賃貸施設等の入居促進に取り組むとともに、人件費等の固定経費の削減を行うこととしている。</p> <p>今後とも、分譲資産の早期売却や賃貸施設等の空室解消を図るなどの収支改善及び有利子負債の早期解消に向けた取組を進め、一層の経営改善に努めることとした。</p>

